

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、その能力を十分発揮できるようにするため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

2. 計画内容

【目標1】 (職業生活に関する機会の提供)

役職者全体のうち女性役職者の割合を20%以上とする。

取り組み①

男女公正な昇格基準運用となっているか検証し、必要に応じて基準の  
見直し、変更、周知を行う。

取り組み②

昇進対象者を人選し、本人に研修やセミナーの参加を促す。

【目標2】 (職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)

計画期間中に男性社員の育児休業の取得 1人以上

取り組み①

現在の育児休業規則を社員に対し周知し、職場内の環境づくりを行う。

取り組み②

配偶者が出産した男性社員を対象として育児休業取得をすすめ、部署  
全体の業務配分について見直しを行う。

以上